

足利市入札適正化委員会議事概要（平成28年度 第2回）

開催日及び場所	平成29年 2月 1日（水） 午後2時00分～3時30分 足利市役所 第一委員会室	
委員	小林 康昭 委員長 森田 作雄 委員 岡本 篤典 委員 荘司 円香 委員	
審議対象期間	平成28年 4月 1日～平成28年 9月30日	
抽出案件	総件数 4件	（備考） 総契約件数 128件 一般競争入札 30件 指名競争入札 98件 随意契約 0件
一般競争入札	2件	
公募型指名競争入札	0件	
指名競争入札	2件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問 と 回答 （1）入札及び契約手続きの運用状況等について ■発注工事、指名停止、談合情報、落札率一覧 （事務局より説明） ◇発言の要旨 発注工事について ●委員 建設工事関連業務について、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタントとは、それぞれどのような業務か。 ○事務局 建築関係建設コンサルタントは、建築関係の業務を行うコンサルタント。土木関係建設コンサルタントは、道路及び河川の設計及び測量等を行うもの。補償関係コンサルタントは、道路等を設計する場合に、対象の箇所すでに建築物や工作物等がある場合の補償費の算出を行うもの。 ●委員	

補償関係コンサルタントが2件しかないが、すべてを委託しているわけではなく、大規模である場合等に委託となるのか。

○事務局

すべて委託するわけではなく、(国、県の) 補助事業の場合に積算の根拠を明確にする等の理由から、委託している。市単独事業の場合には、職員で補償費を算出する場合もある。

●委員

具体的には、どのような場合に委託となるのか。

○事務局

今回の委託に関しては、補助事業であるため、委託を選択した。

指名停止について

●委員

指名停止をした7者に委託等を発注したことはあるか。

○事務局

建設工事に関しては足利市からの発注はない。入札参加資格者名簿に登録があるため、措置した。

●委員

独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)とは何か。

○事務局

具体的には、談合や価格を不当にコントロールすること。

談合情報について

●委員

指名停止のNo. 1の案件は談合であると思うが、談合情報が該当なしとなっているのはなぜか。

○事務局

ここに記載するのは、実際に足利市に直接、談合の情報が寄せられたものを記載する。

●委員

(記載するのは) 市内の案件ということか。

○事務局

そのとおり。

●委員

№. 2の案件も同様の理由で記載していないということ
でよいか。

○事務局

そのとおり。

(2) 抽出事案の審議

(岡本委員より、抽出理由の説明)

① 市立愛宕台中学校特別・教室棟大規模改造工事(建築工
事)

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

入札結果登録というページを見ると、大協建設(株)だけ
が紙入札とある。電子入札が通常であると思うので珍しい
と見受けるが、このような事例はあるのか。

○事務局

事例としてはまれなケースである。今回は入札を実施して
いる期間を前後して代表者の変更があった。通常はICカ
ードを使用してインターネットで入札をするが、ICカ
ードの書き替えを行っていたため、紙入札となった。

●委員

ルールとして許されるということか。

○事務局

そのとおり。

●委員

紙入札の業者が落札したということで気になったが、通常、
大協建設(株)は電子入札で実施していて、今回は代表者
の変更があったため紙入札であったということで理解し
た。

② 配水管布設替工事(市道通4丁目3号線外)

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

変更が発生しているが、やはり掘ってみないと分からない
部分が多いのか。具体的に説明をお願いしたい。

○事務局

今回の工事箇所には、今回布設替する配水管の他に、上水

の送水管、下水道管、送電の配線埋設管、ガス管が埋設されており、また、道路幅も5～6メートルと狭い場所である。なおかつ、既存の管を使いながら管を新設し、古い管を撤去することを、限られた空間の中で施工しなければならない。設計時には過去の工事の記録や台帳などを確認したうえで布設位置を決めているが、実際に施工してみると埋設物の位置が台帳等と異なるなどの理由から、隣の管やマンホールなどとの離隔が確保できなかつたり、ぶつかってしまったたりすることがしばしば起こる。その様な場合には、曲がった管を使うなどの変更をする必要がある。特に今回の工事箇所は入り組んでいる場所で、昭和5年という古い工事で埋設したものであり、記録も十分に残っておらず、変更が発生した。変更増額約400万円の具体的な内訳としては、先ほどの説明のように部材を変更したものが140万円、個人宅への給水管布設替の箇所の増によるものが90万円、残りの170万円が舗装面積の増によるものである。

●委員

変更増額の金額は、どのように折衝されるものなのか。業者から提示があるのか。

○事務局

部材を変える場合には、監督員が現場を確認したうえで変更の指示を出す。積算に関しては、部材の単価などは積算基準に基づき、当初設計と同じように設計、積算している。その金額に請負率を掛けた金額との差額が変更額となる。当初の請負率に応じて額は変わってくるが、あくまでも基礎になる金額は、積算基準に基づいて積算したものである。

●委員

今回の予定価格については、あらかじめ変更を見込んだ額なのか、まったく見込んでいない額なのか。

○事務局

設計は変更を見込んでいないもので、予定価格にも含んでいない。

③ 道整備交付金事業 市道五十部町4号線道路改良工事
(その2)

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

用地が新たに取得できたため変更したということか。また、追加になった箇所をお教え願いたい。

○事務局

(追加箇所について、資料を用いて説明)

今回の事業の中で、最後の用地取得箇所ということ、用地協力いただいた場所にブロック塀等の計画をしている方がいることなどの要因により、道路側の側溝を今回の工事で施工完了したいこともあり、変更した。

④ 足利市公共下水道 管路施設長寿命化計画策定業務委託

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

(5者が予定価格での入札で抽選であるが、)この業界は今引っぱりだこなのか。

○事務局

下水道の長寿命化に関して、国の補助金を申請するための計画策定が今年度までということで各自治体が同様の業務を委託していること、下水道の公営企業化が平成32年度までということで全国的に同様の業者に委託していることから、非常に混んでいる状況であると考えられる。

●委員

業者が強気に出られるということか。

○事務局

昨年度の見積もり額より今年度の見積もり額の方が高いなどの状況もあり、そのように考えられる。業者が業務を選んでいることもあるようである。

●委員

9月に入札したということだが、完成したか。

○事務局

7～8割終わったところ。

●委員

最終的には書類を出させるということか。

○事務局

計画書を出していただく。業務はその提出で完成となる。補助金の交付を受けるためには、その計画書を栃木県が確

	<p>認し、国に提出する必要がある。</p> <p>●委員 書類の分量などは仕様書などで示してあるのか。</p> <p>○事務局 分量については示していない。一式という表示である。</p> <p>●委員 打ち合わせしながら業務量の増減があるということであれば、業者にリスクがあると考えられる。</p> <p>●委員 今回は業務の委託ということだが、実際に工事が発生する場合は国から補助金が交付されるということか。</p> <p>○事務局 今回策定する計画に基づいて工事を行う場合は、50%補助金が交付される。</p> <p>●委員 下水道の長寿命化については全国紙で取り上げられるほど課題となっている。というのも、上水道に不具合があればすぐに気づくことができるが、下水道に関しては気づくのが遅れ、対応が遅れることがある。しかし、対応の遅れから突然水が噴き出すなどの事態が発生している。長い目で見ると、大変な仕事である。</p> <p>●委員 足利市の下水道の維持管理についての先行きはいかがか。</p> <p>○事務局 750キロメートルほど管があるので、なかなか大変である。今回の範囲は昭和39年から整備を始めた区域であり、50年を経過し始めている。管の耐用年数が50年であるから、(長寿命化を)平準化して(毎年度)一定の金額で実施できるよう、計画を策定していきたいと考えている。</p>
<p>委員会による意見具申又は報告の内容</p>	<p>抽出事案の入札関係の業務は概ね適正に執行されていた。</p>